

危機管理マニュアル 選手等派遣編

(目的)

第1条 このマニュアルは、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下、「本連盟」）が主催する事業による国外の大会及び遠征等における海外渡航の際の危機への対処及び危機の発生を防止すべく、総合的な安全対策を整えるため必要な事項を定め、迅速な対応、対処をすることを目的とする。

(危機)

第2条 このマニュアルにおいて、危機とは、海外渡航における選手またはそれに関わる全ての者の生命に直接かつ重大な被害若しくは影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある緊急の事態をいう。具体的には、怪我や疾病、事故、犯罪、災害等を想定する。

(危機対応体制)

第3条 遠征中に危機が発生した際に現地同行責任者は、同行スタッフ等とともにメンバーの安否確認を行い、速やかに本連盟当該事業担当役員に連絡する。当該事業担当役員が現地へ同行している際には上席役員へ連絡する。連絡を受けた本連盟担当役員は危機管理マニュアル不祥事対応編 第5条を参考として危機対応体制を構築する。

(情報収集、状況把握)

第4条 構築した危機対応体制は、現地スタッフ等と協力して情報収集、状況把握に努める。

(対策)

第5条 現地の状況を踏まえ対策を講じる。必要に応じて現地在外公館、滞在地の関係機関の協力を仰ぐ。また、必要に応じて本連盟から担当者を派遣する。

(関係機関への報告)

第6条 危機の状況、対応、結果等について、必要に応じて関係機関（国際アイスホッケー連盟、スポーツ庁、学校関係等）に報告する。

(その他)

第7条 本マニュアルに規定のない事項については本連盟危機対応体制と現地スタッフとの協力により臨機応変かつ適切に対応する。

(改廃)

第 15 条 本マニュアルの改廃は理事会にて決定する。

附 則

本マニュアルは令和 5 年 9 月 9 日から施行する